パブリックコメント手続の流れ

1 パブリックコメント手続の開始にあたり、皆さんに事前周知を行います

市の政策等の案・資料の周知する事項	周知方法
○名称•概要•公表時期•意見募集期間•公表	○市報ちちぶ等
方法・意見等の提出方法・担当課名	



2 市が作成した政策等の案や資料を皆さんに公表します

対象となるもの	公表方法
○市の施策に関する基本的な計画	○秩父市ホームページへの掲載
○市の施策に関する基本的な方針を定める条例	○本庁担当課、総合支所担当課での閲覧・配布
○市民等に義務を課しまたは権利を制限する条例	○情報提供コーナーでの閲覧・配布
(ただし、金銭徴収に関する事項は除きます。)	○その他
○その他、特に必要があると市が判断したもの	



3 政策等の案について、皆さんからご意見を提出していただきます

(受付期間は、原則的に政策等の案の公表から30日以上を基本に市が定めます。)

提出できる方	提出方法
○市内在住·在勤·在学	○電子メール
○市内に事務所・事業所を有する方	○ファクシミリ
○秩父市税の納税義務者	○郵便等
○政策等の利害関係者	○担当課に持参

[※]住所・氏名・連絡先を明記してください。法人等は、所在地・名称・代表者氏名を明記してください。



4 皆さんからいただいたご意見等と、それに対する検討結果を公表します

結果を公表する事項	公表方法
○提出されたご意見等の概要	○秩父市ホームページへの掲載
○ご意見等に対する市の考え方	○本庁担当課、総合支所担当課での閲覧・配布
○政策等の案を修正したときは、その修正内容	○情報提供コーナーでの閲覧・配布
	○その他

☆☆☆パブリックコメント手続終了後☆☆☆

最終案決定



議会の議決を要するものは議会へ提案・議決

施 行•政策決定